

介護報酬の改定と消費者物価指数の関係についての分析

－介護老人福祉施設を事例に－

Analysis of the relationship between the revision of long-term care fees and the consumer price index

- Using nursing care facilities as an example -

小林武生

I. はじめに

介護保険制度においては介護保険事業における公定価格である介護報酬は3年に1回、改定が行われる。介護保険事業を営む事業所にとっては事業収入の大部分は介護報酬である。介護保険事業所の一種である介護老人福祉施設では、事業運営費の支出の約60%を人件費が占めると言われる（公益社団法人全国老人福祉施設協議会・老施協総研，2023）。つまり介護報酬の改定は、介護老人福祉施設の職員の人件費、つまり個々の職員の賃金と関連しているのではないかと考えられる。

現在の社会の情勢として、円安の進行、ロシアのウクライナ侵攻によるエネルギー危機などにより、物価は上昇している。すなわち現在進行している物価上昇に介護報酬の改定が対応していない場合、介護老人福祉施設職員の賃金も物価に応じた上昇はしないということになり、物価高により実質的に賃金が目減りすることになる。

本論においては、上記の問題意識のもと、介護報酬改定が物価高に相関しているのかを明らかにする。

II. 先行研究の分析

介護報酬に関連した研究にはいくつかのパターンがある。1つのパターンは介護報酬の変化と介護保険事業所における職員の賃金の関係を明らかにするものである。代表的なものに、小林徹によるものがある（小林，2019）。小林は隣接地域で介護報酬が異なる設定をされている場合、介護賃金にどのような影響を与えるのかを分析している。分析の結果、介護報酬は介護賃金に正の影響を持ち、介護労働力の不足を解消するためには介護報酬を向上させることが重要であると述べている。また周（周，2009）は、介護職員不足の仮説として、地域的買手独占仮説、不採算事業所残存仮説、外部市場ショック仮説、政策ショック仮説の4つを取り上げ検証している。介護報酬の引き下げは政策ショック仮説に含めている。検証の結果、地域的買手独占仮説、外部市場ショック仮説、政策ショック仮説の3つが支持され、「政策ショックに対応した政策的処方箋を求めべき」（周，2009：163）としている。

次のパターンとして、介護報酬に関する問題点を明らかにする研究もある。三原と郡司（三原・郡司，2015）は、介護報酬の単価項目（＝サービスコード）が制度開始当初から研究発表時の2012年に

は約12倍に増えていると述べたうえ、サービスコード総数の増減の理由は、財政当局の圧力、業界団体の圧力があつたからであると分析している。サービスコードが多くなることで制度が複雑になることが、専門家支配につながり、「国民が制度改正の議論に参加できなくなり、民主的な論議が阻害される」（三原・郡司，2015：184）こと、事務処理コストが増大する可能性を指摘している。

これまでの先行研究では、介護報酬改定がその時々々の経済状況に適合しているかどうかを明らかにしたものはないと言える。

III. 研究課題

介護保険制度は2000（平成12）年の制度施行より、介護保険サービスのサービス単価である介護報酬の改定がおおよそ3年に1回行われている。昨今の円安やロシアによるウクライナ侵攻に伴うエネルギー問題、すべての物価高など、消費者である国民の生活に影響のある可処分所得の目減りは著しいと言われている（大和総研，2023）。そこで、本論における研究課題を「介護報酬の改定によって、現在の物価高に対応できているのか」とし、具体的には、「介護福祉老人福祉施設の介護報酬と消費者物価指数は相関しているのか」を明らかにする。

本論では、介護保険事業のうち、介護老人福祉施設を取り上げる。この理由は、介護保険制度における施設サービス4類型（介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス、介護医療院サービス）のうち、もっとも利用者数が多い¹⁾のが介護福祉施設サービスであるためである。

IV. 介護報酬の改定の概要

2000（平成12）年の介護保険制度施行以来、介護報酬の改定は11回行われている。1回目の改定である平成15年度改定では2.3%、2回目改定である平成17年度10月改定では居住費等に関する見直しであり、直接の改定はなしであった。3回目の改定である平成18年度改定では2.4%、4回目の改定である平成21年度改定では3.0%、5回目の改定である平成24年度改定では1.2%、6回目の改定である平成26年度改定では0.63%、7回目の改定である平成27年度改定では2.27%、8回目の改定である平成29年度改定では1.14%、9回目の改定である平成30年度改定では0.54%、10回目の改定であ

令和元年度改定では2.13%、直近である11回目の令和3年度改定では0.7%となっている(表1 介護報酬の改定率の経緯)。

この介護報酬の改定は、介護保険事業すべての平均であり、介護保険事業ごとに介護報酬の単価に調整が加えられている。

表1 介護報酬の改定率の経緯

改定時期	改定率
平成15年度改定	-2.30%
平成17年度10月改定	—
平成18年度改定	-2.40%
平成21年度改定	3.00%
平成24年度改定	1.20%
平成26年度改定	0.63%
平成27年度改定	-2.27%
平成29年度改定	1.14%
平成30年度改定	0.54%
令和元年度改定	2.13%
令和3年度改定	0.70%

(出典：厚生労働省社会保障審議会介護給付費分科会第198回(R3.1.13)資料を参考に、筆者作成)

V. 介護老人福祉施設における介護報酬の改定

続いて介護老人福祉施設における介護報酬の改定について述べる。厚生労働省のホームページでは、介護保険事業の個別事業ごとの介護報酬の改定については、平成24年度改定以降を掲載している(厚

生労働省, 2011)。よって本論でも5回目の改定である平成24年度改定以降を分析する。そのうえで、介護老人福祉施設における要介護5の利用者の指定施設サービス等介護給費の介護報酬(以下、要介護5の介護報酬とする)を取り上げる。要介護5の介護報酬を取り上げる理由を述べる。要介護1から要介護5までの介護報酬は、介護の必要度に応じて段階的に設定されており、介護老人福祉施設の入所者・入居者の介護度は要介護3もしくは要介護4、要介護5である。また介護保険制度のサービス種別ごとに改定率が定められており、要介護3、要介護4、要介護5とも介護老人福祉施設の改定率に応じた増減となる。今回は単位数の変化ではなく介護老人福祉施設における改定率を取り上げる。そこで単位数の数値の変化をわかりやすくするために、要介護5の単位数を取り上げる。

平成24年度改定(5回)での要介護5の介護報酬²⁾は941単位である。続く平成26年度改定(6回)での要介護5の介護報酬は947単位であり、改定率は0.64%である。平成27年度改定(7回)での要介護5の介護報酬は894単位であり、改定率は-5.6%である。平成29年度改定(8回)は介護人材の処遇改善を目的に行われた改定であり、介護職員処遇改善加算の創設が改定の内容であり、介護老人福祉施設の介護報酬の単位数自体には変更がない。平成30年度改定(9回)での要介護5の介護報酬は910単位であり、第7回からの改定率は1.79%である。令和元年度改定(10回)での要介護5の介護報酬は913単位であり、改定率は0.33%である。令和3年度改定(11回)での要介護5の介護報酬は929単位であり、改定率は1.75%である(表2)。

参考として、全体の改定率と介護老人福祉施設における改定率を比較する。

平成26年度改定(6回)では全体の改定率は0.63%、介護老人福祉施設における改定率は0.64%である。平成27年度改定(7回)では全体の改定率は-2.27%、介護老人福祉施設における改定率は-5.6%である。平成30年度改定(9回)では全体の改定率は0.54%、

表2 介護老人福祉施設の介護報酬の改定の経緯

年	改定回	改定	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	改定率	(参考) 全体の改定率
2012	5	平成24年度改定	659	729	802	872	941	—	1.20%
2014	6	平成26年度改定	663	733	807	877	947	0.64%	0.63%
2015	7	平成27年度改定	625	691	762	828	894	-5.60%	-2.27%
2017	8	平成29年度改定	625	691	762	828	894	*	1.14%
2018	9	平成30年度改定	636	703	776	843	910	1.79%	0.54%
2019	10	令和元年度改定	638	705	778	846	913	0.33%	2.13%
2021	11	令和3年度改定	652	720	793	862	929	1.75%	0.70%

*介護人材の処遇改善を目的に行われた改定であり、指定施設サービス等介護給付費単位には変更がない

(出典：厚生労働省資料を参考に、筆者作成)

介護老人福祉施設における改定率は1.79%である。令和元年度改定（10回）では全体の改定率は2.13%、介護老人福祉施設における改定率は0.7%である。令和3年度改定（11回）では全体の改定率は0.7%、介護老人福祉施設における改定率は1.75%である。

VI. 消費者物価指数について

総務省が令和5年9月に発表した2020年基準消費者物価指数では、総合指数が2020年を100とした場合、2023年8月時点では105.9であると報告されている（総務省，2023）（表3）。

表3 2020年基準消費者物価指数

年	2020年基準 消費者物価指数
2001	96.7
2002	95.8
2003	95.5
2004	95.5
2005	95.2
2006	95.5
2007	95.5
2008	96.8
2009	95.5
2010	94.8
2011	94.5
2012	94.5
2013	94.9
2014	97.5
2015	98.2
2016	98.1
2017	98.6
2018	99.5
2019	100
2020	100
2021	99.8
2022	102.3

（出典：「2021年（令和3年）平均消費者物価指数の動向」、「2020年基準消費者物価指数」より筆者作成）

VII. 分析

介護老人福祉施設の介護報酬は、改定の前年度までの消費者物価指数と相関すると仮定する。例として6回目の改定である平成26年度改定は、5回目の改定が行われた平成24年から平成26年度の

年度、平成25年度の消費者物価指数の平均と相関するとする。そして平成24年と平成25年の平均と平成23年の消費者物価指数を比較しどれだけ変化しているかを計算した数値を消費者物価指数の変化率とする。

この仮定のもとで、要介護5の介護報酬改定率と消費者物価指数の変化率（筆者計算）は表4の通りとなる。また要介護5の介護報酬改定率と消費者物価指数の変化率を相関図にしたものが図1である。

相関係数を求めると、-0.94となり強い負の相関がみられる（表5）。すなわち消費者物価指数が上がれば、要介護5の介護報酬の改定率は下がる、すなわち介護報酬が下がるということになる。

しかし、今回の分析では、データ数が非常に少ないこと、また平成27年度改定（7回目）における要介護5の「介護報酬」改定率-5.6%が外れ値となっていることで、上記の強い負の相関を直ちに信頼するわけにはいかないと考える。外れ値である平成27年度改定のデータを除いた場合、相関係数は0.04（表6）となり、相関がないことになる。

表4 要介護5の介護報酬改定率と消費者物価指数の変化率

年	改定回数	介護報酬改定	要介護5改定率	消費者物価指数	消費者物価指数の変化率
2011	-	-	-	94.5	-
2012	5	平成24年度改定	-	94.5	-
2013	-	-	-	94.9	-
2014	6	平成26年度改定	0.64%	97.5	0.21%
2015	7	平成27年度改定	-5.60%	98.2	2.74%
2016	-	-	-	98.1	-
2017	8	平成29年度改定	-	98.6	-
2018	9	平成30年度改定	1.79%	99.5	0.82%
2019	10	令和元年度改定	0.33%	100	0.91%
2020	-	-	-	100	-
2021	11	令和3年度改定	1.75%	99.8	0.50%

（出典：厚生労働省資料及び「2021年（令和3年）平均消費者物価指数の動向」、「2020年基準消費者物価指数」より筆者作成）

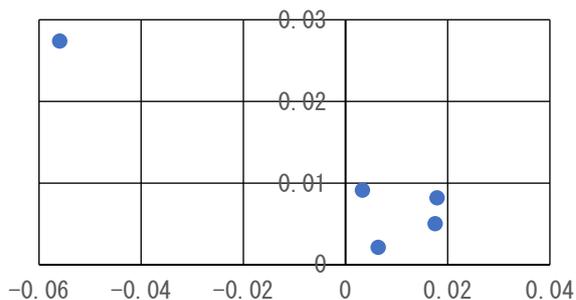


図1 要介護5の介護報酬改定率と消費者物価指数の変化率

（出典：表5より筆者作図）

表5 要介護5介護報酬改定率と消費者物価指数の変化率

年	改定回	改定	要介護5 改定率	消費者物価指数 変化率
2014	6	平成26年度改定	0.006376196	0.002116402
2015	7	平成27年度改定	-0.055966209	0.02739726
2018	9	平成30年度改定	0.017897092	0.008205128
2019	10	令和元年度改定	0.003296703	0.009127789
2021	11	令和3年度改定	0.017524644	0.005025126

相関係数 -0.936248788

(出典：表4より筆者作成)

表6 要介護5介護報酬改定率と消費者物価指数の変化率

(外れ値補正)

年	改定回	改定	要介護5 改定率	消費者物価指数 変化率
2014	6	平成26年度改定	0.006376196	0.002116402
2018	9	平成30年度改定	0.017897092	0.008205128
2019	10	令和元年度改定	0.003296703	0.009127789
2021	11	令和3年度改定	0.017524644	0.005025126

相関係数 0.035715194

(出典：表4より筆者作成)

VIII. 考察

本論では、介護老人福祉施設の要介護5の利用者の介護報酬単価と消費者物価指数が相関しているかどうかを解析した結果、相関がないという結果が導出された。これにはデータ自体が4か年分しかない制限も踏まえ、今後の動向を注視していく必要がある。

しかし厚生労働省の基本的姿勢である社会保障給付費を自然増以外での増加抑制することを勘案すると、物価が高くなったから、消費者である介護保険事業所の職員の賃金の源泉である介護報酬を上げる、ということは考えづらい。よって、要介護5介護報酬改定率と消費者物価指数の間に強い負の相関がみられるという分析結果よりも、外れ値を除いた分析結果である相関がないという分析結果の方が妥当であると考えられる。

IX. おわりに

介護保険制度は制度改正が行われるたびに複雑化する傾向にある(三原・郡司, 2015)。具体的にはサービスコードが増え、各種加算が設けられることが続いている。このことは三原らが指摘しているように、国民生活から制度が乖離することにつながる。つまり国民が理解しづらいほど制度が複雑化しているということである。介護保険制度が日本の社会保障制度となつて20年が過ぎ、被保険者である40歳以上を制度対象とするならば、国民の約63%が直接的に関わる制度である。よって介護保険制度が今以上に複雑化することは好ましくない。小林が指摘しているように介護報酬は介護職の賃金と正の影響を持つ。すなわち介護報酬が上がれば介護職の賃金が上が

ることになる(小林, 2019)。本稿の分析結果では消費者物価指数と介護老人福祉施設の介護報酬の改定には相関がないとなっている。よって物価と介護報酬は連動することが望ましい。

考察でも述べたが、本論文ではデータ数が限られている点においてただちに介護老人福祉施設の要介護5の利用者の介護報酬単価と消費者物価指数が相関していないと断定できるものではない。今後の課題としては介護老人福祉施設以外のサービス種別においても同様の分析を行うことである。この分析を行うことで、年数の限界によるデータ数を補える可能性がある。また介護報酬本体の単位数だけではなく各種加算も分析に入れる必要もあると考える。

一方で、介護報酬の部分最適の視点のみでは、現状における社会保障体系、さらには日本の社会の実情にはそぐわないのも事実である。人口減、それにとまう労働力の減少、一方で社会の高齢化が進むことを踏まえると、介護保険制度を含めた社会保障体系、さらには社会福祉制度の大幅な見直しが必要になってきていると感じる。そのため、社会福祉制度の在り方の検討をきっかけにした国家のあり方の国民的議論が必要かもしれない。

【註】

- 1) 介護福祉施設サービス 558.3千人、介護保健施設サービス 359.2千人、介護療養施設サービス 19.7千人、介護医療院サービス 31.1千人となっている(令和2年度介護給付費等実態統計より)。
- 2) 介護報酬は、厚生労働大臣が社会保障審議会の意見を聞いて定めるものであり、事業者が利用者に介護サービスを提供した場合に、その対価として事業所に支払われるサービス費用のことである。基本的に1単位10円となっている。
- 3) 平成27年度介護報酬改定では方向性として、介護人材確保対策の推進として、介護職員処遇改善加算の上乗せ評価が実施されている。介護老人福祉施設において介護職員処遇改善加算Iを取得した場合、5.9%の加算率となっている。つまり本体である介護報酬をマイナス改定とし、介護職員処遇改善加算を事業所が取得することを促進しているという政策意図があると分析できる。つまり介護報酬のマイナス改定は消費者物価指数と相関している者ではないと考えられる。

【参考資料】

- ・綾高德(2014)「介護職員の労働生産性に関する一考察」『評論・社会科学』第107号, pp.95-116.
- ・川瀬善美(2009)「第3回介護報酬改定の影響と介護事業経営」『白鷗大学論集』第24巻第1号, pp.191-220.
- ・小林徹(2019)「介護報酬の変化と介護労働市場賃金」『産業研究』第54巻第2号, pp.41-53.
- ・周燕飛(2009)「介護施設における介護職員不足問題の経済分析」『医療と社会』第19巻第2号, pp.151-168.
- ・宣賢奎(2022)「介護保険事業者の経営状況分析—介護事業経営実態調査結果に基づく分析—」『国際地域学研究』第25巻, pp.69-93.
- ・坪井良史(2018)「訪問介護における介護報酬設定についての研究—基本報酬の妥当性に焦点を当てて—」『社会福祉学』第59巻

第3号, pp.44-54.

- ・田栄富・王橋 (2019) 「日本における介護サービス業の現状と労働生産性」『久留米大学経済社会研究』, 第59巻第3号, pp.144-162.
- ・三原岳・郡司篤晃 (2015) 「介護報酬複雑化の過程と問題点」『社会政策』第7巻第1号, pp.175-187.
- ・石倉博子 「私たちの手取りはどのくらい減っているのかー20年前と比較してみた」, 楽天infoseek, https://news.infoseek.co.jp/article/mynavi_2666960/?p=1 (2023年9月27日閲覧).
- ・是枝俊悟 「2012～2022年の家計実質可処分所得の推計」, 大和総研ウェブサイト, https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/tax/20230710_023886.pdf (2023年9月27日閲覧)
- ・総務省 「2020年度基準消費者物価指数全国2023年(令和5年)8月分」, 総務省, <https://www.stat.go.jp/data/cpi/sokuhou/tsuki/pdf/zenkoku.pdf> (2023年9月27日閲覧)
- ・公益社団法人全国老人福祉施設協議会・老施協総研 「介護老人福祉施設等令和3年度収支状況等報告書」, 全国老人福祉施設協議会ホームページ, https://mitte-ximg.istsw.jp/roushikyo/file/attachment/466798/R3%E5%85%A8%E5%9B%BD%E7%89%B9%E9%A4%8A_%E5%8F%8E%E6%94%AF%E7%8A%B6%E6%B3%81%E7%AD%89%E8%AA%BF%E6%9F%BB%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8_0213.pdf (2023年11月14日閲覧)
- ・厚生労働省 「平成24年度介護報酬改定について」, 厚生労働省, <https://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/housyu/dl/a01.pdf> (2023年11月14日閲覧)
- ・大和総研 「2012年～2022年の家計実質可処分所得の推計」, 大和総研, https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/tax/20230710_023886.pdf (2023年11月23日閲覧)